

義務教育等学習機会の充実に関する法整備等を求める意見書

戦争や病気、生活困窮などやむを得ない事情により、学齢期に義務教育を受けることができなかった義務教育未修了者数は、全国に70万人とも100万人ともされている。

しかし、このような人たちに学習機会を提供する公立夜間中学は、東京や大阪など全国8都府県に35校設置されているのみであり、自分の居住する地域に基礎教育を学べる機関がないため、「学びたくても学べない」人たちがいまだ多くいるのが現状である。

こうした中、学びたいという要望に応えるために、ボランティアの運営による自主夜間中学が全国で26カ所開設され、道内の4カ所では約220名が学んでいるが、授業を充実させるための会場や運営費の確保など、安定した運営には課題がある。

よって、国会及び政府においては、義務教育を受ける権利を実質的に保障し、学びの場を提供するため、自主夜間中学による要望がある自治体が公立夜間中学を開設し、また、自主夜間中学に対する援助等を拡充することができるよう、義務教育等学習機会の充実に関する法律を制定し、予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣

（提出者）全議員